

授業料・入学金免除/減額制度

給付奨学金と併せて授業料・入学金の免除/減額を受けることができます。

学業成績や経済状況の要件（基準）は給付奨学金と同じです。

①国又は自治体による要件確認を受けた学校

②**住民税非課税世帯**及び**それに準ずる世帯**の学生は、
下記（図1）の上限額までの授業料と入学金の減免を受けられます。

※住民税非課税世帯に**準ずる世帯**の学生は、住民税非課税世帯の学生の減免額の「**3分の2**」又は「**3分の1**」の額の支援を受けられます。

（図1）授業料減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生）

	私立	
	入学金	授業料
大学	26万円	70万円